

# 平成28年度 地域包括ケア推進業務

## 1. 都県と協議会を設置し、地域包括ケア推進策を検討

都県と共同で関東信越厚生局地域包括ケア推進協議会(仮称)を設置し、地域包括ケアの推進状況(特に総合事業の進捗状況)に関する現状分析、課題の整理、支援が必要と思われる部分への対策の検討と併せ、制度的に対応が必要なものについては集約の上、本省へ報告。都県など自治体や関係団体、事業者等の相談窓口としての役割を果たす。

## 2. 情報の収集と発信の強化

現在、自治体では地域包括ケアシステムの構築という名のまちづくりが進行中。一つの工夫から次の工夫が生まれ、周辺を巻き込んで成長するまちづくりの好循環を起こすには様々な情報の収集と発信が必要。このため、地域包括ケア推進課を中心に全局的な情報収集体制を構築するとともに、都県及び市区町村、事業者等の協力も得て情報の収集を推進し、セミナー等の開催やホームページを通じた情報発信を強化。

## 3. 啓発活動の実施

- ① 2025年には65才以上高齢者の5人に1人と見込まれる認知症高齢者に対する理解促進
- ② 移行が優先され、今後、住民主体活動の一層の拡大深化が求められる総合事業の普及啓発
- ③ 緒に就いたばかりの医療介護連携・在宅医療の市町村及び事業者への定着支援
- ④ 持続可能な介護保険制度構築に向けた事業者の自律的な改革支援  
等を目的としたセミナーやシンポジウムを協議会の議論を踏まえて実施。

## 4. 講演依頼対応及び後援名義使用許可の推進

講演依頼については、市町村や事業者団体等まで幅広く対応し、人的ネットワークの構築に努めるとともに、関東信越厚生局長の後援名義等の使用についても、地域包括ケアの推進に資するものについては、法人格や規模に拘らず柔軟に対応し、地域との相互の理解促進に努め、地域に密着した行政を推進。